

「教育委員会制度を葬る道を開いた中教審答申」に反対する

2013年12月13日、中央教育審議会が出した「今後の地方教育行政の在り方について」は、名前だけ残し、実質上、意思決定機関及び執行機関としての教育委員会を葬る内容の答申として、名を歴史に刻むこととなった。本答申は、1947年教育基本法の改悪を認めた2003年3月の中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」と並んで、第二次世界大戦後の戦後教育体制を根本的に変える役割を担うこととなる。

1948年6月の教育委員会法にもとづき同年10月から発足した公選制の教育委員会制度は、1956年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により任命制教育委員会へと変わりながらも、一般行政から相対的に独立し、教育の政治的中立性を守る理念を掲げ、地方教育行政をすすめる機関として続いてきた。

この教育委員会制度に対しては、地方自治体において一般行政から相対的に独立した機関であるがゆえに、一面で中央教育行政機関との関係が強くなり地方分権的ではない、地方の総合行政との乖離があるなどの批判があったことは確かである。しかし、戦後日本の公教育の体制と運営に一定の役割を果たしてきた。

この教育委員会を実質的に廃止に追い込むことになった今回の本答申は、教育委員会を執行機関として残す第二案を付け足してはいるものの、第一案は教育再生実行会議の第二次提言「教育委員会制度の在り方について」（2013年4月15日）の内容をほぼなぞったものになっている。

地方教育行政の執行責任者としての教育長の任免権を直接首長にあたえるその狙いは、いくつかの歯止め策を講じてはいるものの、首長の意思をより強く一元的に教育行政に反映させようとするものである。さらに、中央教育行政機関が直接的に公立学校運営に関わることができない現状を打開するという狙いがある。合議制の教育委員会制度を介することになる公立学校の管理運営にかかわる多元的な意思決定と執行には、時間がかかる。合議制の意思決定機関と執行機関を独任制にすれば、中央政府の意図も貫徹しやすくなる。その土台はすでに2006年の教育基本法の第16条でできあがっている。

こうして、この間の動きで明らかになっている公立学校の民営化や特定教科書の採択には中央政府と地方自治体の首長の政治的意思が強く、そしてスムーズに反映されることになる。行政における教育の政治的中立性の確保はもはや砂上の楼閣となる。公教育の組織運営が、政治との適切な関係において展開される必要性はあるとしても、過度な政治介入となって地方の教育行政に混乱をもたらしかねない制度設計には賛成できない。

さらに今回の答申で中央教育審議会自体が文部科学大臣の諮問機関ではなく、単なる補助機関になってしまったことが明らかになった。

以上のことから、地方教育行政の改悪をもたらすこの答申に反対を表明する。

2013年12月15日

公教育計画学会